

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	鈴木 節子
【住所又は本店所在地】	東京都練馬区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成29年8月31日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	鈴茂器工株式会社
証券コード	6405
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	鈴木 節子
住所又は本店所在地	東京都練馬区
事務上の連絡先及び担当者名	鈴茂器工株式会社 鈴木美奈子
電話番号	03-3993-1534

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.5
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年8月30日
訂正箇所	平成29年8月31日に提出致しました変更報告書No.5の(7)保有株券等の取得資金 取得資金の内訳について訂正事項がありましたので訂正報告書を提出致します。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成29年8月30日現在）	V	6,060,000
上記提出者の株券等保有割合（%） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		22.69
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		28.39

平成17年12月12日 相続により992,200株取得

平成25年 4月 1日 株式分割により335,040株取得

平成25年 6月11日 298,000株を処分

平成25年 8月28日 37,000株を処分

平成29年 8月30日 300,000株を処分

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成29年8月30日現在）	V	6,060,000
上記提出者の株券等保有割合（%） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		22.69
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		28.39

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成29年 8月30日 300,000株を処分
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成17年12月12日 相続により992,200株取得 平成25年 4月 1日 株式分割により335,040株取得 平成25年 6月11日 298,000株を処分 平成25年 8月28日 37,000株を処分 平成29年 8月30日 300,000株を処分
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	